

大阪市職員（福祉職員）PRパンフレット製作等業務委託の募集にかかる質問につきまして、次のとおり回答します。

なお、質問順・質問内容は原文どおりでないものもあることをご了承ください。

	質問	回答
1	【企画提案内容作成要領】 パンフレットの企画提案書の「A4判フルカラー12ページ程度」という指定について、ページ数の増減は、プラスマイナス3ページくらいを想定すればよろしいでしょうか。	企画提案書について、ページ数に上限や下限はありませんが、A4版フルカラー12ページ程度で作成してください。なお、3ページ程度の増減は差し支えありません。
2	【企画提案内容作成要領】（募集要項P3 6応募手続き等に関する事項（3）企画提案書の提出） 企画提案書に枚数の制限はありますか。	
3	【企画提案内容作成要領】 「表紙イメージ案」「サンプル版」＝デザインカンパ、「紙面構成のサムネイル」＝おおよそのイメージが分かるラフ、という理解でよろしいでしょうか。その場合、全ページを原寸でつくると企画提案書がA4判12ページでは収まらなくなりますので、サムネイルは縮小サイズでも可能でしょうか。	パンフレットの企画提案内容は理解いただいている形で差し支えありません。また、サムネイルについて、2アップ程度の縮小サイズとなっても問題ありません。
4	【企画提案内容作成要領】 「製作物の効果的な活用方法や他の媒体とのリンクに対する提案」とは、審査項目（募集要領P4（2））のどの評価項目に該当しますでしょうか。	福祉を学んでいる学生等に対する本市福祉職員の業務等にかかる魅力を効果的に発信するための「製作物の効果的な活用方法や他の媒体とのリンクに対する提案」となりますので、企画提案内容により、審査項目（募集要項4ページ）の「1」～「4」に該当する可能性があります。
5	【企画提案内容作成要領】 「他の媒体とのリンク」とは、どのような媒体を想定されていますでしょうか。	現在の製作物は、本市ホームページやYouTubeに掲載しています。また、パソコンのほかスマートフォンやタブレットでの閲覧を想定しています。企画提案では、本市福祉職員の業務等にかかる魅力を、より効果的に発信できるような「他の媒体とのリンク」に関する提案を期待しています。
6	【仕様書P1 3委託期間】 納品が2月10日で、委託契約期間が3月31日までとなっていますが、2月10日から3月31日までに何か業務が発生しますでしょうか。	パンフレット及び動画の納品日は2月10日ですが、納品後も、契約期間内においては、数値や文言等の簡易なデータの修正について対応していただく場合があります。（仕様書案1ページ「4委託業務内容」参照）
7	【仕様書P1 4委託業務内容】 パンフレットの綴じ方について、中綴じや無線綴じといった想定はしていますでしょうか。	手にとって見やすいパンフレットであれば綴じ方の指定はありません。なお、現在のパンフレットは中綴じです。
8	【仕様書P1 4委託業務内容】 現在のパンフレットの現物を見たいのですが、市庁舎や関連施設などで閲覧可、または持ち帰り自由に配布されているところはありますか。	現在のパンフレットについては、福祉局地域福祉課（大阪市役所2階）にて閲覧していただくことができます。（パンフレットのお持ち帰りを希望される場合は、個別にご相談ください。）
9	【仕様書P1 4委託業務内容】 「撮影した写真等を使用するにあたっては、加工を行うなど個人の特定に繋がらないよう工夫する」との部分について、どういった理由からでしょうか。	職員の写真等の使用にあたっては、個人情報保護及び不正利用の防止の観点から、個人の特定に繋がらないように加工等の工夫を行っていただく必要があります。この点については、インタビュー以外の形であっても同様です。なお、職員等の個人の特定に繋がらないかたちでの職場風景等の写真撮影等については要相談としています。
10	【仕様書P1 4委託業務内容】 「受注者による本市職員へのインタビューや写真撮影等、本市施設内外の写真撮影等については要相談とし、撮影した写真等を使用するにあたっては、加工を行うなど個人の特定に繋がらないよう工夫する。」とありますが、こちらはインタビューでは職員の顔出しは完全NGという認識で相違ないでしょうか。 もしその場合、インタビュー以外の職場風景や仕事風景として、大阪市職員の方が利用者の方と接している様子を撮影し、パンフレットや動画に使用する際に、職員の顔が映る形で撮影することについて、事前に相談・許可をいただくことで可能となる場合があるのか、もしくは原則として顔が特定できる撮影は控えるべきか、どちらでしょうか。	
11	【仕様書P1 4委託業務内容】 「動画については、既存の動画と併用予定であり、既存の動画も意識したものとする。」とありますが、こちらは既存の動画と同じアプローチは行わないという認識で相違ないでしょうか。	新たに製作していただく動画と、既存の動画を並べて掲載することを想定していますので、その点を踏まえて、動画の企画提案をお願いします。

	質問	回答
12	【仕様書P2 4 委託業務内容（１）のイ】 「福祉職員の主な配属先および業務の紹介(生活保護業務、福祉五法等業務、子ども相談センター、一時保護所、本庁)の５か所を想定」とありますが、こちらは取材の稼働としては何日を想定すればよいでしょうか。積算の際に稼働日数が必要になるため、教えていただけたらと思います。	取材先は大阪市内に限られますが、企画提案内容により取材やインタビューに要する稼働日数は変動するものと思われます。契約締結後に打合せ等において本市と協議していく内容となりますので、それを踏まえた上での提案をお願いします。なお、パンフレット製作と動画製作に関する取材は、同時に行うとは限りません。
13	【仕様書P2 4 委託業務内容（２）のア】 「取材、インタビューの実施」とありますが、こちらはパンフレット製作の取材と同時に行う（動画製作の取材で追加の稼働日が発生しない）という認識で相違ないでしょうか。	
14	【仕様書P2 4 委託業務内容（２）のア】 「企画、構成（※必須製作本数２本以上）」とありますが、制作本数の上限はありますでしょうか。	動画の本数は２本以上であれば、現時点において上限はありません。
15	【仕様書P2 4 委託業務内容（２）】 パンフレットでは「大阪市の紹介」「配属先・業務紹介」が必須項目になっていますが、動画でも必須でしょうか。その場合、動画の中で複数パートに分割して展開する構成でも問題ないでしょうか。	動画においては、「大阪市の紹介」や「配属先・業務紹介」を必須としておりません。なお、動画は、既存のものと併用する予定ですので、その点を踏まえて製作していただく必要があります。
16	【仕様書P2 4 委託業務内容（２）】 前回の動画は「学生からの質問」が約８分、「人材育成」が約２分30秒でしたが、今回の動画についても同様の尺を想定されていますでしょうか。もし、具体的に想定されている時間の目安や上限、下限などがございましたら教えていただけますでしょうか。	現時点において、動画の時間の上限や下限は定めていません。福祉を学んでいる学生等に対して本市福祉職員の業務等にかかる魅力をより効果的に発信できるような動画の企画提案をお願いします。
17	【仕様書P2 4 委託業務内容（２）のイ】 「大阪市ホームページへの掲載」とありますが、こちらは掲載する際に大阪市福祉局のYouTubeチャンネルにも同時にUPされる、という認識で相違ないでしょうか。また、YouTube以外で現状運用しているSNSがあれば教えていただけますでしょうか。	現時点においては、本市ホームページへ掲載する際に、YouTubeでも公開する予定としています。本市において運用している主なSNSとしては、YouTube以外に、X（旧Twitter）やLINEがあります。
18	【仕様書P4 9 スケジュール】 概要打合せのあとの「企画提案書の作成」は、プロポーザルで提出した企画提案書を、打合せの内容に応じてブラッシュアップするという意味でしょうか。	お見込みのとおりです。契約締結後、提出していただいた企画提案書を基に、本市担当者と概要等について打合せを行い、その内容を踏まえた企画提案書を提出していただくことになります。